

平成二十三年七月八日受領  
答弁第二七九号

内閣衆質一七七第二七九号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ねの菅直人内閣総理大臣の発言の趣旨については、平成二十三年六月二十七日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅直人内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。

四及び七について

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

六について

お尋ねについては、内閣総理大臣自身が判断すべき事柄であり、政府としてお答えする立場にない。